

小規模多機能センターひまわり 利用料金（2024年6月1日現在）

(1) 基本利用料(利用料+基本加算)

○介護給付(月定額制)

基本利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
自己	1割(月)	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
負担	※日割り	344 円	506 円	735 円	812 円	895 円
自己	2割(月)	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円
負担	※日割り	688 円	1,012 円	1,470 円	1,624 円	1,790 円
自己	3割(月)	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円
負担	※日割り	1,032 円	1,518 円	2,205 円	2,436 円	2,685 円

※介護保険料を滞納(2年以上)されますと3割負担になります。

○予防給付(月定額制)

基本利用料		1割	2割	3割
自己	支援1	3,450 円	6,900 円	10,350 円
負担	※日割り	113 円	226 円	339 円
自己	支援2	6,972 円	13,944 円	20,916 円
負担	※日割り	229 円	458 円	687 円

※介護給付・予防給付とも、月の途中で利用を開始した場合は、日割り計算になります。

(2) 加算と算定要件: 1割負担

加 算	算 定 要 件	負 担 額
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	① 介護福祉士 70%以上または 勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上 ② 介護福祉士が 50%以上。 ③ 常勤職員 60%以上、介護福祉士 40%以上、勤続 7 年以上の者が 30%以上の、いずれか。	①: 750 円(月) ②: 640 円(月) ③: 350 円(月)
総合マネジメント 体制強化加算(I) (共通加算)	介護支援専門員や介護職員、その他関係者により 介護計画の随時適切な見直しを行っている。 日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態 に応じて地域の行事等に積極的に参加している。	1,200 円(月)
訪問体制強化加算 (共通加算)	訪問サービスを担当する常勤の従業者を 2 名以上 配置していること。 訪問サービスの提供回数が 1 月あたり 200 回以上 であること。	1,000 円(月)

認知症加算 (該当者加算)	①認知症加算(Ⅱ) 日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められ、介護を必要とする認知症の利用者。(認知症日常生活自立度Ⅲ以上) ②認知症加算(Ⅳ) 要介護 2 に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者。(認知症日常生活自立度Ⅱ)	①:890 円(月) ②:460 円(月)
初期加算 (該当者加算)	利用開始から 30 日間について算定。	30 円
中山間地域等提供加算 (共通加算)	厚生労働大臣が定める地域(豪雪地帯及び特別豪雪地帯等)に所在する事業所がサービスを行った場合。	一月保険適応単位の 10%
※口腔・栄養スクリーニング加算 (共通加算)	利用開始時及び利用中 6 か月ごとに利用者の口腔の健康状態を及び栄養状態について確認する。	20 円/年 2 回
科学的介護推進体制加算 (共通加算)	全ての利用者の身体状態、栄養状態、口腔機能、精神状態をデータ化しサービス計画に活用し、介護サービスを行う。	40 円/月
介護職員等処遇改善加算 I (共通加算)	介護職員の人材確保を更に推し進め、令和6年度に 2.5%、令和7年度に 2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行う。	一月保険適応単位数の 14.9%

- ・サービス提供体制加算は算定要件により①～③のいずれかを算定します。
- ・認知症加算は該当する方に①または②を算定します。
- ・訪問体制強化加算は介護度1～5の方対象です。支援1、2の方は算定しません。また、事業所の体制によっては訪問体制強化加算を算定しないこともあります。
- ・一定以上の所得のある方は2割又は3割負担となります。

(3)介護保険給付・予防給付外費用及びその他のサービス

介護保険給付・予防給付外サービスは全額自己負担していただきます。

①食費及び宿泊費

宿泊費(光熱水費相当)	1泊780円
食費(食材料費+調理コスト)	朝食470円 昼食560円 夕食560円

②その他のサービス

種類	内容	利用料
寝具代	・宿泊時の寝具	1泊100円
洗濯代	・施設で可能な洗濯物。	1回100円

おやつ、飲み物代	・行事のお菓子、水分補給用の飲み物など。	無 料
*日用品費	・トイレtpーパー、シャンプー、せっけんなど。	
*教養娯楽費	・行事、余暇材料費など。	

*利用者の希望によって、事業所が提供する場合はご負担いただく時もあります。

- (4) 社会福祉法人等による利用者負担減免対象者につきましては、社会福祉法人等利用者負担減免確認証を確認の上、減免を実施いたします。
- (5) 利用料金の支払いは、預金口座振替により、指定期日までお支払いください。